

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

停止条件付遺贈と相続税の申告

Q：祖父が、「結婚したら住宅を遺贈する」という遺言を残して死亡しました。私は2～3年後には結婚する予定なのですが、相続税の申告はどのようにするのでしょうか。

A：相続税の申告期限までに条件が成就しない場合には、その遺贈の目的となった財産は未分割財産として取り扱い、相続人が民法に定める相続分によって取得したものとみなして計算し、申告することとされています。

【解説】

相続税の申告書の提出期限は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内と規定されています。

ご質問のように、停止条件付きの遺贈があった場合には、その条件が成就するまでは遺贈の効果が発生していないこととなります。そのため、相続税の申告期限までに条件が成就しない場合には、その遺贈の目的となった財産は、未分割財産として取り扱い、相続人が民法に定める相続分によって取得したものとみなして計算し、申告することとされています。

ただし、相続人が、その財産を相続財産として分割し、その分割に基づいて申告した場合には、その申告は認めるものとされています。

また、後日、条件が成就しその財産を取得することになったときは、その取得後の取得遺産価額により税額の計算をやり直し、修正申告又は更正の請求によって精算することになります。

